

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)6月24日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】貸金業者Aと金銭消費貸借関係にあったX1ないしX5は,Aの代表取締役Yに対して,「平成18年判決」により貸金債権が存在しないに至ったにも関わらず,Aが請求,弁済の受領を続けたことがYの違法行為であるとして損害賠償を請求したが控訴審で棄却された事例(平成24年11月29日東京高裁平成24年(ネ)第5529号)

【2】貸金業者Aと金銭消費貸借関係にあったX1ないしX6は,Aの代表取締役Yに対して,「平成18年判決」により貸金債権が存在しないに至ったにも関わらず,Aが請求,弁済の受領を続けたことがYの違法行為であるとして損害賠償を請求したが控訴審で棄却された事例(平成25年2月27日東京高裁平成24年(ネ)第5526号)

【3】Xの父Aが所有しAからY(国)への所有権移転登記が経過されている土地につきAの相続人X(土地を耕作)が,Yに対し時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めたところ,控訴審で,土地の黙示的公用廃止を認め20年の取得時効が完成したと認定された事例(平成25年11月12日大阪高裁平成25年(ネ)第1238号)

【4】市立中学2年生Xが校舎内で同級生に手を引っ張られて転倒し負傷。その同級生に対し不法行為に基づき,市に対し国賠法2条1項に基づきそれぞれ損害賠償を請求した事案。控訴審において両被告の連帯賠償責任が認められた事例(平成25年12月5日福岡高裁平成25年(ネ)第527号)

【5】所有する建物が火災に罹り災したため火災保険契約に基づく保険金(3900万円)の請求をしたところ,一審では,本件火災は原告又はその意を通じた者の故意により発生したものと推認されるとして請求が棄却され,原告は控訴したが控訴も棄却された事例(平成25年12月18日東京高裁平成25年(ネ)第5049号)

【6】免責許可決定を受けた破産者Xの第三債務者に対する差押につき,Xが債権者Yに対して執行抗告を申立てたが,破産債権が非免責債権に該当するか否かは執行裁判所が判断する事項ではない(Xは請求異議,執行停止の手段がある)として,Xの抗告を棄却した(平成26年2月25日東京高裁平成26年(ラ)第331号)

【7】原告は駐車場に放置された自動車の所有権留保特約を締結していたAから同債権を譲渡された被告に同車両の撤去・駐車区画の明渡し,損害賠償を請求。留保所有権は被担保債権が譲渡により移転する場合にはこれに随伴して移転するとして原告の請求を認容した(平成24年11月28日東京地裁平成23年(ワ)第14201号)

【8】Xは養育費全額を代理人弁護士に預託した上,Yに対し同残額を支払う方法を提案し,支払を怠って出されていた給料等の差押命令の取消を申立てた。任意履行が見込まれる状況にあるとして,本決定確定後に到来する養育費にかかる差押の部分が取消された(平成25年10月9日東京地裁平成25年(ワ)第3324号)

【9】ノートの一部を用い末尾に署名と片仮名を崩したサイン様のものが記載された「遺言状」につき同サイン様のものが押印と同等の意義を有するか否かが争われたが,これが重要な法的意味を有する意思表示を完成させる意義を有していると認められないと判断された(平成25年10月24日東京地裁平成22年(ワ)第45043号)

【10】銀行の支店従業員が東日本大震災の津波の際に支店屋上に避難したものの流されて死亡したり行方不明となったりしたことについて,その相続人が銀行に対し安全配慮義務違反等による債務不履行や不法行為に基づき損害賠償請求をしたが,同請求が棄却された事例(平成26年2月25日仙台地裁平成24年(ワ)第1118号)

【11】サイトに掲載された「スピードラーニングの口コミは嘘…」等の表示が原告人格権の侵害であるとしてサイト管理者に侵害の予防請求権又は損害賠償請求権行使のため発信者情報の開示を求めたところ,原告人格権の侵害は明白として原告の請求が認容された(平成26年6月4日東京地裁平成25年(ワ)第30183号)

【12】原告が被告に開発を委託したソフトウェアのソースコードを引渡すべき契約上の義務を怠ったとして債務不履行に基づく損害賠償の支払を求めた事案。本件委託契約上被告が本件ソースコードを原告に引渡すべき義務の有無が争点となったが,原告の請求は棄却された(平成26年6月12日大阪地裁平成26年(ワ)第845号)

(知的財産)

【13】特許権の存続期間延長登録の出願人である原告が拒絶審決に対し先行処分に新たな用法・用量を追加した本件処分を受けたことで特許発明の実施行為の禁止が解除されたか等が争点となり、特許法67条の3第1項1号の定める拒絶要件があるとはいえないとされた(平成26年5月30日川崎知財高裁平成25年(行ケ)第10195号)

(民事手続)

【14】破産管財人による配当表の取消を求める配当異議訴訟において再生手続中の別除権協定の解除条件の合意が、再生債務者が再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定を受けた時から同協定が効力を失う旨の内容をも含むものとされた事例(平成26年6月5日最高裁平成24年(受)第880号)

【15】再生債務者Xが支払停止前に再生債権者Y(銀行)から購入した投資信託受益権につき支払停止後の信託契約の解約によりYがXに対して負担することとなった解約金支払債務は民事再生法93条2項2号の場合に当たらないとしてYによる相殺が許されないとされた事例(平成26年6月5日最高裁平成24年(受)第908号)

(刑事法)

【16】控訴審が被告人の控訴に基づき第一審判決を破棄する場合、控訴申立後の未決勾留日数は判決が確定して執行される際当然に全部本刑に通算されるべきもので、控訴審裁判所にはその算入において裁量権が委ねられてはいないと判示(平成25年11月19日最高裁平成25年(あ)第507号)

【17】接見等禁止の必要性は特段の事情のない限り各公判期日の終了ごとに慎重に判断すべきで、本件恐喝事件の場合第7回公判期日の終了以降は接見禁止を要するほどの罪証隠滅の恐れがあるとは認められず、同期日終了以降の部分の接見禁止を取消するのが相当とした事例(平成23年10月21日東京高裁平成23年(く)第528号)

【18】ストーカー規制法の「見張り」、「住居等に押し掛ける」行為で有罪とされた被告人が控訴したが、反復された「見張り」はごく短時間でもそれに該当、「住居等に押し掛ける」も拒絶又は拒絶されると予想されるのに相手方住居等に行く行為を指すとして控訴を棄却(平成24年1月18日東京高裁平成23年(う)第1654号)

(公法)

【19】議員の2親等以内の親族が経営する企業の市の工事等の請負契約等を禁じる議員政治倫理条例違反として警告措置を受けて公表された議員が、同条例は憲法違反として国賠請求。控訴審は違憲として請求を一部認容したが、最高裁は必要かつ合理的として合憲と判断(平成26年5月27日最高裁平成24年(オ)第888号)

【20】「...1件5000平方メートル以上の不動産を買い入れるについては地方自治法96条1項8号の規定による議会の議決を得なければならない」旨定める条例の「1件」とは、土地の場合は、事業単位ではなく、取得又は処分する際の単位を意味するものと判断した事例(平成26年5月22日名古屋高裁平成25年(行コ)第5号)

(社会法)

【21】夫の暴力に妻(申立人・抗告人)が保護命令を申立て、退去命令を含む保護命令が発令されたが、再度の退去命令を求めた事案。原審は再度の退去命令の請求を却下したため妻が抗告したところ、双方の事情を勘案して、原決定を取消し再度の退去命令が発令された事例(平成25年9月19日福岡高裁平成25年(ラ)第246号)

【22】傭車契約に基づき配送業務に従事していた者が、一定の業務遂行上の指示事項があったこと、勤務場所が固定され勤務時間も出勤簿などで管理されていた等各要素を総合考慮して使用従属性は相当に強い等として労働基準法9条にいう「労働者」と認められた事例(平成26年5月29日名古屋高裁平成24年(ネ)第512号)

【23】日本相撲協会から無気力相撲を行ったとして引退勧告処分を受けたが、これに従わず解雇処分とされたX(幕内力士)が地位の確認等を求めた。実質的には無気力相撲による解雇処分(懲罰規定に明記なし)であり、同処分は相当性を欠き無効とされた事例(平成25年3月25日東京地裁平成23年(ワ)第20049号)

【24】使用者(被告)の車庫以外でのタクシー運転手(原告)の5分を超える駐停車時間の労働時間性が争点とされ、休憩時間としての評価が就業規則等で合理的に被告によって指導・周知されている必要があるが本件ではその条件を充足していないとして原告主張を認容(平成25年9月19日福岡地裁平成23年(ワ)第5078号)

【25】地方公務員災害補償法に基づく遺族補償年金において、配偶者の性別で受給権の有無を分ける差別的取扱いを設けることに合理的根拠は認められないと判断し、本件区別を定めた地方公務員災害補償法32条1項但書1号の定めは憲法14条1項に違反すると判示(平成25年11月25日大阪地裁平成23年(行ウ)第178号)

(その他)

【26】調査囑託及び弁護士法23条の2に基づく照会は適切妥当な法律事務の遂行を目的とし、この目的の履行で得られる反射的利益であり当事者固有の利益ではないから、同利益の享受ができなくとも当事者の権利又は法律上保護され

る利益が侵害されたとはいえないと判示(平成25年9月10日福岡高裁平成25年(ネ)第505号,同第672号)

【27】Xは認定司法書士に債務整理を依頼し,貸金業者Yと過払金につき100万円で和解契約を締結。その後Xは過払金は約153万円として同和解契約の無効を主張,取引当初からの履歴に基づき残金約173万円の返還を求めたが,和解契約は有効とされXの控訴を棄却した(平成26年2月27日札幌高裁平成25年(ネ)第385号)

【28】損害賠償金の強制執行手続をとるためY(日本郵便株式会社)に転居届出に記載されたBの新住所等を,弁護士法23条に基づき照会したところYが拒否したため,Yに損害賠償を求めた事案。Yの対応に相応の事情が存したとしてYに過失があるとまではいえないとした(平成25年10月25日名古屋地裁平成23年(ワ)第7490号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高判平成24年11月29日 金法1994号66頁

平成24年(ネ)第5529号 損害賠償請求各控訴事件(一審被告の控訴に基づき原判決取消・請求棄却,一審原告の控訴棄却)

本件は、貸金業者である株式会社Aとの間で金銭消費貸借取引を継続していたというX1ないしX5が、Aの代表取締役であったYに対し、最二小判平成18年1月13日民集60巻1号1頁(以下「平成18年判決」という。)により、Aの取引については、みなし弁済が成立する余地がなくなったため、利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当する引直計算をすれば、Xらに対する貸金債権が存在しないことが明らかになったところ、Yにおいて、Aの代表取締役として引直計算を指示・実施せず、反対に、Aによるその後の貸金債権の請求及び弁済の受領が事実的、法律的根拠を欠く違法なものであって、Xらに損害を与えることを認識し、または容易に認識し得たにもかかわらず、平成18年判決の言渡しから約1か月を経過した同年2月13日以降も貸金債権の請求及び弁済の受領を続けさせた職務の執行が違法であるなどと主張して、民法709条又は会社法429条1項ないし平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3第1項に基づき、損害賠償を求める事案である。原判決は、Yの不法行為責任を肯定して、Xらの請求のうち、その損害を認定し得るX1、X3ないしX5について、各請求の一部を認容した。これに対し、Xら及びYの双方が控訴した。

本判決は、まず、不法行為責任の成否について、平成18年判決を契機としてすべての顧客について(あるいは取引期間の長短により過払いの可能性のある顧客に限定して)引直計算をする義務があり、それをしないで顧客に貸金の請求をし、弁済を受領したことが社会的に不相当であったとすることはできないから、Yがこれについて代表取締役の職務執行として不法行為責任を負うことはないと判示した。次に、任務懈怠責任については、本件において、Aは、平成18年判決の言渡後、多数の顧客との取引について自ら引直計算をすることはなかったものの、社内プロジェクトを発足させるなどして、平成18年判決を始め、累次の最高裁判決において問題とされた点についてそれなりに対応の措置を執ってきたものとみることができ、Aが有価証券報告書において自認するとおり、貸金業法17条1項及び18条1項に基づき顧客に交付すべき書面に不備があり、そのため顧客から受けた制限超過部分の弁済につきみなし弁済規定の適用を受けられなかったとしても、そのことから直ちに取締役の任務懈怠の前提となるべき法令遵守義務違反があったとまではできず、取締役であったYについて、管理監督義務、是正義務違反があったとすることはできないと判示した。

(2) 東京高判平成25年2月27日 金法1994号66頁

平成24年(ネ)第5526号 損害賠償請求控訴事件(一審被告の控訴に基づき原判決取消・請求棄却,一審原告の控訴棄却)

本件は、貸金業者である株式会社Aとの間で金銭消費貸借取引を継続していたというX1ないしX6が、Aの代表取締役であったYに対し、最二小判平成18年1月13日民集60巻1号1頁(以下「平成18年判決」という。)により、Aの取引については、みなし弁済が成立する余地がなくなったため、利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当する引直計算をすれば、Xらに対する貸金債権が存在しないことが明らかになったところ、Yにおいて、Aの代表取締役として引直計算を指示・実施せず、反対に、Aによるその後の貸金債権の請求及び弁済の受領が事実的、法律的根拠を欠く違法なものであって、Xらに損害を与えることを認識し、または容易に認識し得たにもかかわらず、上記最高裁判決の言渡しから約1か月を経過した同年2月13日以降も貸金債権の請求及び弁済の受領を続けさせた職務の執行が違法であるなどと主張して、民法709条又は会社法429条1項ないし平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3第1項に基づき、損害賠償を求める事案である。原判決は、Yの不法行為責任を肯定して、Xらの請求のうち、その損害を認定し得るX2ないしX6について、各請求の一部を認容した。これに対し、Xら及びYの双方が控訴した。

本判決は、まず、不法行為責任の成否については、平成18年判決において期限の利益喪失特約の下で行われた利息制限法の制限超過部分の利息の支払いの任意性が特段の事情のない限り否定されたことから、過払金返還額も増えていったことが認められるとした上、これらのことからすると、Aも、特に取引期間が長く、取引回数や金額が多い顧客については貸金業法43条1項のみなし弁済規定の適用がなされない結果、相当程度の割合で過払状態になったものがあり、事後的に貸金債権そのものが存在しないと判断されるに至るであろうことは予測できたと考えられるにしても、平成18年判決は、特段の事情が認められる場合には、みなし弁済規定の適用がなされる余地を残しているのであるから、貸主側であるAは、この点の有無を確認しない限り、直ちにみなし弁済規定が不適用であると判断できないものというべきであり、また、平成18年判決により直ちにAを含む貸金業者に全顧客との取引について引直計算をすべき法的義務が生じたなどとはいえないだけでなく、仮に、引直計算をするとなると容易に行えるものではなく、AがXらに対し貸金の請求をし、Xらから弁済を受領したことにつき、それらの行為が社会的に不相当であったとは認められないから、Aに不法行為は成立せず、そうである以上、YがAの代表取締役個人として不法行為責任を負うという

こともないと判示した。次に、任務懈怠責任については、Aは、平成18年判決を契機にそれなりの改善策をとってきたと認めるところ、上記改善策をとるように指示したのはYを含む取締役等であったと認められ、その限りでYに職務を行うについての任務懈怠はなかったと認められるので、Aは、貸金業法17条及び18条所定の各書面の用件を満たした書面を交付していなかったことや平成18年判決によってみなし弁済の抗弁を主張することが極めて困難な状態となった旨を有価証券報告書で報告しているとはいえ、Aがそのような状況に至っていることから直ちに、Yに職務を行うについての法令遵守義務違反があったと認めることはできないと判示した。

(3)大阪高判平成25年11月12日 判例時報2217号41頁

平成25年(ネ)第1238号 所有権移転登記請求控訴事件(取消(確定))

本件は、Xの父Aが元々所有しており、AからY(国)への所有権移転登記が経由されている土地(以下、「本件土地」という。)について、Aの相続人であるXが、Yに対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めたところ、一審においては、Xが、本件土地の自主占有を開始していないとして、請求が棄却されたため、Xが不服として、控訴をしたという事案である。

本判決においては、AからYへの所有権移転登記は、Yが、本件土地を河川災害復旧工事用地として買収したことからなされたものであるが、本件土地は、河川用地の用に供したことはなく、Xが本件土地の耕作を行っていることから、黙示的に公用が廃止されたものと認めるのが相当であり、また、Xは、本件土地について、Aの死亡後、新たに自ら田として耕作するなどして現実に占有を開始しており、その占有は、外形的客観的に見て独自の所有の意思に基づくものと認められることから、占有を開始したときから20年の経過により取得時効が完成したものと認めるのが相当と判断された。

なお、本判決においては、他主占有者である被相続人の相続人について、独自の占有に基づく取得時効が認められるためには、相続人の占有の態様が、被相続人の占有の態様から変更されることまでは必要とせず、また、Xが、Yに対して、所有権移転登記手続や固定資産税等の負担の申し出をしなかったとしても、Xの独自の所有の意思に基づいて本件土地を占有していたとの認識は左右されないとの付加的な判断も示した。

(4)福岡高判平成25年12月5日 判例時報2217号45頁

平成25年(ネ)第527号 損害賠償請求控訴事件(変更(確定))

本件は、市立中学校の二年生であったXが、中学校の校舎内で、同級生に手を引っ張られて転倒し負傷したため、その同級生に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行うと共に、校舎の廊下が結露等により滑りやすくなっていたのに放置したとして、市に対しても、国賠法2条1項に基づき損害賠償を請求したという事案である。

一審は、同級生に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認めた一方で、市に対する国賠法第2条1項による損害賠償請求を棄却したため、Xと同級生が控訴をした。

控訴審においても、同級生に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められ、また、校舎内の廊下は、結露が溜まりやすかったにもかかわらず、その状況に適した床材が使用されておらず、滑りやすく危険と認められるとした上で、生徒の多様な行動を踏まえた転倒防止対策が施されたものとは言えず、通常有すべき安全性を備えていなかったと言わざるを得ないとして、市に対して、国賠法2条1項による損害賠償義務があることを認め、Xに対し、市と連帯して、金4567万8609円及びうち4221万4692円に対する平成22年9月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと判断した。

(5)東京高判平成25年12月18日 判例時報2217号117頁

平成25年(ネ)第5049号 保険金請求控訴事件(控訴棄却(確定))

本件は、所有する建物が火災に罹ったため、火災保険契約に基づく保険金(3900万円)の請求をしたところ、一審において、本件火災は、原告又はその意を通じた者の故意により発生したものと推認されるとして、請求が棄却されたため、原告が控訴をしたというものである。

控訴審においては、控訴人には、保険金取得目的で本件火災を故意に発生させる十分な動機があること、住宅ローンの返済が困難となり、土地建物の任意売却が進まず、銀行から根抵当権実行方針の通知を受け、その競売開始決定を原因とする差押登記がされた10日後に本件火災が発生していること、本件火災の特質から想定される犯人像に合致する第三者が想定し難いこと、本件放火犯は本件建物の構造をよく知る者とみられること、控訴人には、本件火災後に不自然・不合理な言動がみられることなどの間接事実を総合すると、本件火災は、控訴人又は控訴人と意を通じた者が故意に発生させたものと強く推認されるというべきであり、控訴人自らが本件放火を実行することが困難であり、また、控訴人と意を通じた者を具体的に特定することができないことは結論を左右しないと判断した。

また、控訴審においては、火災に罹ったことにより土地の経済的な価値が毀損される可能性があるとしても、それを補って余りある多額の保険金という経済的利益を得る以上、本件放火に関与する動機を否定することはできず、本件火災が、任意売却中の本件建物より控訴人とその家族が退去していた状態であったとしても、控訴人と

は全く関係のない第三者が放火をする可能性は、極めて乏しく、加えて、控訴人の言動には、客観的事実に反するものや不自然なものが少なくなく、それらは単に、本件放火犯について思い当たる人物に関する情報提供の意図に基づくものとも、火災被害により困窮状態に陥ったことからやむにやまれず早期の保険金の支払いを実現する意図に基づくものとも解することはできず、本件放火に関する自らの関与から目を逸らさせるためのものではないかとの疑問符が付くと判断され、結論として、本件控訴を棄却した。

(6)東京高決平成26年2月25日 金法1995号110頁

平成26年(ヲ)第331号 債権差押命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

Y(債権者)は、執行力ある債務名義(判決正本)に基づき、不法行為に基づく損害賠償請求権およびこれに対する遅延損害金支払請求権を請求債権として、第三債務者からX(債務者)に支給される給料、賞与及び退職金に対する債権差押命令を申し立てたものであるが、原審は、Yの申立てを認めて債権差押命令を発令し、同命令は第三者及びXに送達された。他方、Xは、自らを破産者とする破産事件において免責許可決定を受けており、この決定はYによる上記債権差押命令発令前に確定していたところ、同債権差押命令は取り消されるべきであると主張し、執行抗告をした。

本決定は、債権者は、債務者の破産免責手続の終了後は、破産債権を自由に行使し、債務名義を取得しているときは、それに基づく強制執行をすることができ、債務者の免責許可決定が確定していても、破産債権が非免責債権に該当するかどうかは執行裁判所が判断すべき事項ではなく、債務者が責任の消失を理由として請求異議の訴えを提起し、または強制執行停止を申し立てることはできるものの、免責許可決定が直ちに執行手続の開始を妨げる事由にはならないとして、Xの抗告を棄却した。

(7)東京地判平成24年11月28日 判例タイムズ1399号120頁

平成23年(ワ)第14201号 駐車場明渡請求事件(第1事件)、平成23年(ワ)第32974号

駐車場明渡等請求事件(第2事件)(一部認容(第1事件)、請求棄却(第2事件)・確定)

原告は経営する大型ショッピングモールの駐車場の放置自動車について、同車両の購入代金の立替金債権を担保するため所有権留保特約を締結していたAから同債権を譲り受けた被告に対し、同車両の所有者は被告であるとして、建物の賃借権ないしは建物所有者の所有権に基づく返還請求権の代位行使により、同車両の撤去・駐車区画の明渡し及び賃借権侵害による不法行為に基づく損害賠償を求めた。本件車両の登録名義はAのままとなっていたところ、本判決は、本件車両の留保所有権は立替金債権の担保を目的として設定されたものであるため、被担保債権(立替金債権)が譲渡により移転する場合には、当然これに随伴して移転するとし、駐車区画を占有して建物の賃借権又は所有権を侵害しているのは留保所有権者であるとして、被告に対する請求を認容し、近隣の駐車料金等を考慮して月額15,000円の損害額を認めた。

(8)東京地決平成25年10月9日 金法1994号107頁

平成25年(ヲ)第3324号 差押禁止債権範囲変更申立事件〔申立認容〕

Xが調停調書に基づく養育費の支払いを怠ったため、Yの申立てにより、同養育費(確定期限未到来分を含む)を請求債権とする給料等の差押命令が発令された。Xは、その発令後、当時確定期限が到来していた養育費全額をYに手続外で支払ったが、その後さらに送金した養育費については上記差押命令が維持されていることを理由にYから返金されたところ、上記差押命令の請求債権である養育費全額(子が満20歳に達する月までの総額)を自身の代理人弁護士に預託した上、Yに対し、同残額を直ちに支払う方法を提案して上記差押命令の取下げを求めたが、Yから取下げの条件として、私立学校入学金の一部を負担すること(調停で合意されていない)や、Yが支払義務を負う解決金の一部免除を求められたため、合意には至らなかった。このため、Xが、確定期限の到来していない養育費を請求債権とする差押え部分の必要性がなくなった旨主張して、民事執行法153条1項に基づき、上記差押命令のうち当該部分の取消しを申し立てたのが本件である。

本決定は、本件では客観的に養育費の任意履行が見込まれる状況にあり、上記差押命令発令時点で養育費支払義務の一部不履行があったことによる予備的差押の必要性は、現時点では失われたとして、上記差押命令のうち、本決定確定後に支払期が到来する養育費を請求債権とする差押えの部分を取り消した。

(9)東京地判平成25年10月24日 判例時報2215号118頁

平成22年(ワ)第45043号 遺言無効確認請求事件(認容・控訴)

訴外Aは平成18年8月に死亡したが同年7月15日、病院に入院中に作成していたノートの一部に記載する形で本件遺言を行った。平成19年5月に検認手続が行われたが、Aの長女であるXは、Aの二女であるYに対し、本件書面の末尾にはAの署名と片仮名を崩したサイン様のもの(本件サイン)が記載されているが、本件書面にはAの押印が欠けているから本件遺言は法定の要件を欠き無効であるなどと主張し遺言が無効であることの確認を求めた。Yは本件サインは民法968条1項の「押印」と同等の意義を有しており要件を充足していると主張した。

本判決は、書面がノートの一部であることを踏まえると本件サインが遺言という重要な法的意味を有する意思表示を記載した文書の作成を完成させる意義を有していると認めるとはできないと判断し民法968条1項の『押印』の要件を欠き無効であるとしてXの請求を認容した。

(10) 仙台地判平成26年2月25日 判例時報2217号74頁

平成24年(ワ)第1118号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

本件は、銀行の支店従業員が東日本大震災の津波の際に支店屋上に避難したものの、流されて死亡したり、行方不明となったことについて、その相続人が、安全配慮義務違反等による債務不履行や不法行為に基づき損害賠償請求をした事案である。

原告らにより具体的に主張された安全義務違反は、安全教育や避難訓練等が不十分であり、銀行の作成する災害等緊急時対応プランに支店屋上を避難場所に追加し、支店長が支店屋上に避難する誤った指示、判断をしたこと、屋上に避難した後、より高所である近くの山に避難場所を変更しなかったなどということであった。

これに対し、判決は、銀行が、行員、派遣スタッフの生命及び健康等が地震や津波といった自然災害の危険からも保護されるよう配慮すべき義務を負っていたとした上で、原告らが主張した個別具体的な安全配慮義務違反について検討し、支店長の避難指示が不適切であったとはいえない等とし、他の各主張についても排斥をして、結論としては、原告らの請求を棄却した。

(11) 東京地判平成26年06月04日 裁判所HP

平成25年(ワ)第30183号 発信者情報開示請求事件(認容)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140612141218.pdf>

原告が、本件サイトに掲載された「スピードラーニングの口コミは嘘としか思えません。今話題のステマと言わんばかりの高評価に呆れます。」との本件表示の掲載は、原告の名誉・信用等の社会的評価その他法律上保護されるべき利益(原告人格権)を侵害するものに当たることが明らかであるから、管理者に対し侵害の予防請求権又は損害賠償請求権を行使するために上記管理者に係る発信者情報の開示を受ける正当な理由があると主張して、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、被告に対し、発信者情報の開示を求める事案で、本件表示の掲載が原告人格権を侵害するかが争点となった。

本件表示は、原告教材の口コミが、原告教材を実際に購入し、使用した者によって作成されたものではなく、原告がステルスマーケティングによって作成した嘘のもの、との印象を与えるものであるということができ、原告が、高評価の口コミを自ら作出している可能性があるということは、原告の名誉、信用等の社会的評価を低下させるものであるというべきであり、本件表示が真実であると信ずるにつき相当の理由があるものとは認められないので、原告人格権を侵害するものであることが明らかであるとして、原告の請求が認容された。

(12) 大阪地判平成26年06月12日 裁判所HP

平成26年(ワ)第845号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140613115705.pdf>

原告が、被告に対し開発を委託したソフトウェアのソースコードを引き渡すべき契約上の義務を怠った債務不履行があるとして、債務不履行に基づく損害賠償の支払を求めた事案で、本件委託契約上、被告が、本件ソースコードを原告に引き渡すべき義務を負うか否かが争点となった。

原告と被告との間で取り交わされた書面において、本件ソフトウェアや本件ソースコードの著作権の移転について定めたものは何等存在せず、ソフトウェア開発の当初から、被告において、本件ソフトウェアを継続的にアップデートすることが予定されており、このような継続的契約関係においては、損害発生防止ないし減少義務の履行として本件ソースコードの引渡義務を負うとの原告の主張についても、継続的契約におけるような、基本契約の締結があったことを認めるに足りる証拠はない、として原告の請求は棄却された。

【知的財産】

(13) 知財高判平成26年5月30日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10195号 審決取消請求事件(認容)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140530155819.pdf>

特許権の存続期間延長登録の出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、先行処分の用法及び用量に新たな用法・用量を追加した本件処分を受けたことによって本件特許発明の実施行為の禁止が解除されたか等が争点となり、特許法67条の3第1項1号の定める拒絶要件があるとはいえないとして審決が取り消された事案。

特許法67条の3第1項1号は、「その特許発明の実施に・・・政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認

められないとき。」と、審査官(審判官)が延長登録出願を拒絶するための要件として規定されているから、審査官(審判官)が、当該出願を拒絶するためには、「政令で定める処分を受けたことによっては、禁止が解除されたとはいえないこと」(第1要件)、又は、「『政令で定める処分を受けたことによって禁止が解除された行為』が『その特許発明の実施に該当する行為』には含まれないこと」(第2要件)のいずれかを選択的に論証することが必要となる。

本件特許発明は、医薬品の成分を対象とする発明であるが、その医薬品に関連する製造販売等の行為について本件先行処分がされている。そこで、本件先行処分により禁止が解除されたと判断される範囲と本件処分により禁止が解除されたと判断される範囲との関係について、検討する。本件処分は、本件先行処分において承認された用法及び用量に、「他の抗悪性腫瘍剤との併用において、通常、成人にはペバシズマブとして1回7.5mg/kg(体重)を点滴静脈内注射する。投与間隔は3週間以上とする。」を追加することを主な変更内容とする、薬事法14条9項に基づく、医薬品製造販売承認事項一部変更承認である。本件先行処分では、「他の抗悪性腫瘍剤との併用において、通常、成人にはペバシズマブとして1回7.5mg/kg(体重)を点滴静脈内注射する。投与間隔は3週間以上とする。」との用法・用量によって特定される使用方法による本件医薬品の使用行為、及び上記使用方法で使用されることを前提とした本件医薬品の製造販売等の行為の禁止は解除されておらず、本件処分によってこれが解除されたのであるから、本件処分については、延長登録出願を拒絶するための前記の選択的要件のうち、「政令で定める処分を受けたことによっては、禁止が解除されたとはいえないこと」との要件(前記第1要件)を充足していないことは、明らかである。また、本件処分により禁止が解除された、上記用法・用量によって特定される使用方法による本件医薬品の使用行為、及び上記使用方法で使用されることを前提とした本件医薬品の製造販売等の行為が本件特許発明の実施行為に該当することは、当事者間に争いはなく、本件処分については、延長登録出願を拒絶するための前記の選択的要件のうち、「『政令で定める処分を受けたことによって禁止が解除された行為』が『その特許発明の実施に該当する行為』には含まれないこと」との要件(前記第2要件)を充足していないことも、明らかである。

以上のとおりであり、本件においては、「本件処分を受けたことによって本件特許発明の実施行為の禁止が解除されたとはいえない」とはいえず、特許法67条の3第1項1号の定める、拒絶要件があるとはいえない。

【民事手続】

(14) 最一判平成26年06月05日 最高HP

平成24年(受)第880号 配当異議事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140606084544.pdf>

裁判要旨

再生手続終結決定後に破産手続開始決定を受けたA社の破産管財人Xが、再生手続中の別除権協定を根拠に、A社の工場等の土地建物を目的とする担保不動産競売事件において作成された配当表の取消しを求める配当異議訴訟において、再生手続中の別除権協定の解除条件(再生計画認可の決定の効力が生じないことが確定すること、再生計画不認可の決定が確定すること又は再生手続廃止の決定がされること)の合意が、再生債務者が再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定を受けた時から同協定がその効力を失う旨の内容をも含むものとされた事例(理由)

本件のように、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過して再生手続終結の決定がされたが、その再生計画の履行完了前に破産手続開始の決定がされる場合は、もはや再生計画が遂行される見込みがなくなり事業再生の前提が失われた点において、再生手続廃止の決定がされてこれに伴い職権による破産手続開始の決定がされる場合(民事再生法194条、250条1項参照)と異なる。また、本件各別除権協定の締結に際し、本件のように再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定がされた場合をあえて解除条件から除外する趣旨で、この場合を解除条件として本件解除条件条項中に明記しなかったものと解すべき事情もうかがわれない。

(15) 最一判平成26年06月05日 最高HP

平成24年(受)第908号 損害賠償等請求及び独立当事者参加事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140605150506.pdf>

裁判要旨

再生債務者Xが支払停止前に再生債権者Y(銀行)から購入した投資信託受益権につき、支払停止後の信託契約の解約によりYがXに対して負担することとなった解約金支払債務(本件債務)は、民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たらないとして、Yによる相殺が許されないとされた事例

(理由)

本件債務は、Xの支払の停止の前に、XがYから本件受益権を購入し、本件管理委託契約に基づきその管理をYに委託し

たことにより、Yが解約金の交付を受けることを条件としてXに対して負担した債務であると解される。本件信託契約が解約されるまでXが有していた投資信託委託会社に対する信託受益権に対しては全ての再生債権者が等しくXの責任財産としての期待を有している。XがYに対して取得した解約金支払請求権は信託受益権と実質的には同等の価値を有する。その上、解約実行請求はYがXの支払の停止を知った後にされたものであるから、同請求権を受働債権とする相殺に対するYの期待は合理的とはいえない。また、Yが本件受益権を管理している間に、Xが本件受益権を他の振替先口座へ振替えた場合には、YがXに対して解約金の支払債務を負担することは生じ得ないから、YのXに対する本件債務の負担が確実であったということもできない。さらに、本件においては、Yが相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づき、Xに代位して本件受益権につき解約実行請求を行うほかなかった。そうすると、Yが本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいえず、この相殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反する。

【刑事法】

(16) 最三判平成25年11月19日 判例時報2216号137頁・判例タイムズ1399号88頁 平成25年(あ)第507号 覚せい剤取締法違反被告事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

最三判平成25年11月19日 判例時報2216号137頁 平成25年(あ)第508号 覚せい剤取締法違反被告事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131224142408.pdf>

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131224143708.pdf>

共犯者4名が営利目的で覚せい剤を所持するなどしたという事案において、4名が共同被告人として審理を受けた第一審では、うち被告人3名の被疑者段階の国選弁護人に関する費用が訴訟費用に含まれており、他の共同被告人には負担させられないものであったにもかかわらず、訴訟費用を4名の連帯負担とする判決が言い渡された。これに対し、4名全員が控訴し、原審は、全員を分離して審理し、うち被告人A,Bについて、上記連帯負担の点が刑訴法182条に違反しているとして、第一審判決のうち訴訟費用負担部分を破棄し、その余の控訴を棄却するとともに、刑法21条を適用して原審における未決勾留日数の裁定算入を行った。被告人A,Bが上告し、その上告審(被告人Aの上告審が事件、被告人Bの上告審が事件)において、被告人Aが未決勾留日数の算入に関する判例違反等を上告趣意としたことに対し、最高裁は、「控訴審が被告人の控訴に基づいて第一審判決を破棄する場合には、控訴申立後の未決勾留日数は、刑訴法495条2項2号により、判決が確定して執行される際当然に全部本刑に通算されるべきものであって、控訴審裁判所には、上記日数を本刑に通算するか否かの裁量権が委ねられておらず、刑法21条により判決においてその全部又は一部を本刑に算入する旨の言渡しをすべきでないことは所論引用の当裁判所の判例(最高裁昭和25年(あ)第1477号同昭和26年3月29日第一小法廷決定・刑集5巻4号722頁外)の示すところである。」と判示して判例違反の上告趣意を認め、未決勾留日数の裁定算入の部分を破棄してその余の上告を棄却した(判決)。被告人Bについては、その上告趣意は適法な上告理由に当たらないとしたものの、職権により判例違反があるとして、同様の判断を行った(判決)。

(17) 東京高決平成23年10月21日 判例タイムズ1399号372頁

平成23年(く)第528号接見等禁止決定に対する抗告申立事件(一部取消・確定)

被告人(暴力団幹部の元妻)は同幹部の実弟と共謀し、被害者夫婦に対し、その夫が同幹部の愛人と肉関係を持った等と因縁を付け500万円を喝取した(恐喝)。第1回公判期日において無罪を主張し、被害者夫婦の供述調書等につき不同意意見を述べたことから、原審裁判所は、検察官の請求により、「第1審の判決宣告に至るまでの間」接見等禁止決定をした。約2か月後の第7回公判期日終了後、弁護人は、刑訴法81条所定の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」が認められないとして、同決定の取消しを求めた。本決定は、罪証隠滅のおそれは公判審理の進捗状況に応じて変化するものであり、接見等禁止の必要性については、特段の事情のない限り、各公判期日の終了ごとに(あるいは具体的な立証段階ごとに)慎重に判断することが望ましく、本件の公判審理の進捗状況に照らすと、第7回公判期日の終了以降は、接見等を禁止しなければ防止できないほどの罪証隠滅のおそれがあるとは認められず、抗告審としては、原則として原決定後の事情を参酌すべきではないけれども、上記のような事情に鑑みると、本件については、原決定のうち、同期日終了以降の部分を取り消すのが相当とした。

(18) 東京高判平成24年1月18日 判例タイムズ1399号368頁

平成23年(う)第1654号スーカ行行為等の規制等に関する法律違反、邸宅侵入被告事件(控訴棄却・上告)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130628154316.pdf>

被告人は、被害者の在宅の有無、転居の有無等その動静を観察するため、約3か月間の間に、深夜ないしは夜間に、3回に渡り、約1分から4分間程度、被害者居住の集合住宅の駐車場付近にて被害者使用の自動車の存否を確認し、

約2か月間の間に、3回にわたり、早朝ないし深夜、1分から9分間程度、被害者方玄関付近通路において様子をうかがうなどしたとして、はストーカー規制法2条1項1号の「見張り」に、は「住居等に押し掛ける」行為にも該当するとして、有罪となった。被告人が控訴したところ、本判決は、「見張り」にはその性質上ある程度の継続的性質が伴うが、この継続性は「見張り」の概念に内在するものであって、それに付加して必要とされる要件ではないとし、観察する目的によってはごく短時間でも「見張り」になり得るし、反復して観察する場合には個々の観察行為自体はごく短時間でもそれぞれ「見張り」に当たるとして、はこれに当たるとし、「押し掛ける」行為については、住居等の平穏が害されるような態様で行われる訪問であって社会通念上容認されないものをいい、より具体的には、相手方が拒絶し又は拒絶することが予想されるのに、相手方の住居等に行く行為をいうとし、はこれに当たるとした。

【公法】

(19) 最三判平成26年5月27日 最高裁HP

平成24(オ)第888号 損害賠償請求事件(一部認容の原審を破棄、差し戻し)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140527113120.pdf>

府中市議会議員政治倫理条例(平成20年府中市条例第26号)4条1項及び3項の規定のうち、議員の2親等以内の親族が経営する企業は市の工事等の請負契約等を辞退しなければならず、当該議員は当該企業の辞退届を徴して提出するよう努めなければならない旨を定める部分に違反したとして審査請求をされ、結果として警告措置を受けてこれを公表された議員が、同部分が、憲法21条1項並びに22条1項及び29条に違反するとして国賠請求をした事案である。

原審広島高裁は、同部分が掲記各条に反し違憲無効であるとして請求を一部認容したが、最高裁は、議員の職務執行の適正確保という目的が正当であり、かつ、正当な目的を達成するための手段として必要かつ合理的な範囲である等として合憲である旨を判示した(他の違法事由の判断のために差し戻し)。

(20) 名古屋高判平成26年5月22日 裁判所HP

平成25年(行コ)第5号 土地取得に係る損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140623110021.pdf>

地方自治法96条1項8号、地方自治法施行令121条の2第2項、同別表4を受けて、条例により、「予定価格3000万円以上で、1件5000平方メートル以上の不動産を買い入れるについては、地方自治法96条1項8号の規定による議会の議決を得なければならない。」旨定めているときの「1件」については、その取得又は処分する財産が土地である場合にあっては、特段の事情がない限り、当該土地を取得又は処分する際の単位を意味するものと判断した事例。

裁判所は、控訴人(住民側)の主張を容れて、「1件」とは事業単位ではなく、特段の事情がない限り、当該土地を取得又は処分する際の単位を意味するものと判断し、事業単位で「1件」と判断して結果として各事業単位では5000平方メートル未満の買い入れであるとして議会の議決を経なかった買い入れを違法としたが、結論においては、故意過失がない(議決を経ず買い入れを進めた担当職員は、実務提要に記載された昭和38年の行政課長通知に従っていたものであり、これを信賴していた)として、国賠請求を棄却した。

【社会法】

(21) 福岡高決平成25年9月19日 判例時報2216号74頁

平成25年(ラ)第246号 配偶者暴力に関する保護命令申立却下決定に対する即時抗告事件(取消・自判(確定))

妻(申立人・抗告人)が、婚姻関係にある配偶者(夫)から暴力を受けていたなどとして夫を相手方として配偶者暴力に関する保護命令を申し立て、かつ、相手方に対する退去命令を含む保護命令が発令される中で、住所地に戻って生活していたが、その効力が生じた日から2か月を経過した後も転居しないであり、相手方に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律18条1項に基づく再度の退去命令を求めた事案において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律18条1項に基づく再度の退去命令を求める申立人(抗告人)の申立てに対し、原審が転居完了できないことにつき「被害者がその責めに帰することのできない事由」(同法18条1項本文)によるものといえず、再度の退去命令の必要性も認められないとして却下したことに對する抗告審。抗告審で、申立人(抗告人)は、躁うつ病に罹患して障害等級2級と認定されている心身の状況、頼れる身内がないという身分関係、相手方には前回の保護命令に違反する行為があったこと、相手方において申立人が転居するまで相当期間を要することを理解していると述べ、当面当該住居に接近しない旨成約していること、申立人は単身で居住することは困難であり、転居先(の施設等)に限りがあること等の事実関係の主張立証を追加した。これらを踏まえ、抗告審は、申立人が適切な施設を探して入居の許可を得るまでに二月以上の時間を要したことについて、申立人の心身の状況からすれば帰責性

がなかったものと判断し、このような状況を理解し、経済的にも逼迫していない相手方においては、再度の退去命令を受けても特に著しい支障を生ずるとは認められないとして、原決定を取り消し、再度の退去命令を発令した。

(22)名古屋高判平成26年5月29日 裁判所HP

平成24年(ネ)第512号 保険料の過払い及び保険料相当額請求控訴事件(控訴棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140623121238.pdf>

傭車契約に基づき配送業務に従事していた者が、労働基準法9条にいう「労働者」と認められた事例判決である。なお、同従事者側の請求は、企業側が「労働者」であれば負担すべき社会保険料の事業者負担分を賃金から控除したこと等に基づく報酬不払いを根拠とするものである。

判決は、(1)雇う側が車持込み運転手らに平等になるように配送先、積載量及び配送時間の指示をし、車持込み運転手はその指示を断ることができなかったこと、(2)一定の業務遂行上の指示事項があったこと、(3)勤務場所が固定され、勤務時間も出勤簿などで管理されていたこと、(4)配送業務後も自宅待機を求められていたこと、(5)業務の再委託禁止といった各要素を総合考慮し、使用従属性は相当に強い等として、労働者性を認めた。

(23)東京地判平成25年3月25日 判例タイムズ1399号94頁

平成23年(ワ)第20049号地位確認等請求事件(認容・確定)

日本相撲協会(Y)は、所属の幕内力士Xに対し、故意による無気力相撲を行ったとして懲罰規定により引退勧告処分とし、Xが同処分に従わないため、寄附行為施行細則に基づき、協会内の秩序を乱すという理由で解雇処分とした。Xは処分該当事由の不存在、処分手続の違法等を理由に幕内力士の地位にあることの確認等を求めた。本判決は、XY間の契約は有償双務契約としての性質を有する無名契約であり、施行細則等に契約関係消滅事由を定めていることからしても、自由にあるいは信頼関係破綻を理由に契約解除はできない、当該取り組みが故意による無気力相撲にあたりとまでは認められず、これを処分事由とする引退勧告処分は無効であり、同処分に従わないことを理由とする解雇処分も無効である、引退するか否かの判断権は師匠にあり力士にはなく、Yの諸規定からは引退勧告処分に応じない場合に新たな処分が科されるとは理解できないこと等からすれば、同処分に従わないことは、協会内の秩序を乱すという解雇事由には該当せず、本件解雇処分は実質的には無気力相撲により解雇処分という懲罰規定に明定されていない処分を行ったものであり手続上違法である、引退勧告処分に応じないことをもって最も重い解雇処分を選択することは相当性にも疑問がある等とし、同処分を無効とした。

(24)福岡地判平成25年9月19日 判例時報2215号132頁

平成23年(ワ)第5078号 損害賠償請求事件(認容(確定))

被告のタクシー運転手として雇用されていた原告が原告の実労働時間に照らすと被告の賃金支払額は最低賃金法に定める賃金を下回るため、最低賃金と支払額の差額及び遅延損害金並びに労働基準法に基づく付加金及びその遅延損害金の支払を求めた。本件は被告の車庫以外での5分を超える駐停車時間が労働基準法上の労働時間といえるかが争点となった。

本判決は、タクシー運転手の客待ち時間は労務の提供が義務づけられており、客待ち時間を含む長時間の駐停車を一律に休憩時間と評価することはできないが使用者はタクシー運転手がいつどこで休憩するかを把握することが困難であるから使用者において就業規則等により事前に使用者の指導を超えた駐停車時間を休憩時間と定めることにも合理性が認められる場合があり、そのためには1指導の内容が使用者の経営方針等に鑑みて合理的であると認められること及び2指導を超えた駐停車時間が休憩時間と評価されることが実質的に周知されていることが必要であるとし、本件ではいずれの条件も充足しないとして原告が主張する時間を超えた休憩時間を認めず、原告の請求を認容した。

(25)大阪地判平成25年11月25日 判例時報2216号122頁

平成23年(行ウ)第178号 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件(認容(控訴))

地方公務員の公務災害に基づく死亡につき、その夫が、処分行政庁(地方公務員災害補償基金大阪府支部長)に対し、地方公務員災害補償法に基づき遺族補償年金等の支給請求をしたところ、地方公務員災害補償法32条1項但書1号が配偶者のうち夫についてのみ「60歳以上」(同法附則7条の2第2項により、当分の間「55歳以上」)との要件を定めており、これを満たさないとして、不支給処分を受けたため、夫が、配偶者のうち夫(男性)についてのみ年齢要件を定めた同法の規定は憲法14条1項に違反すると主張して、その取消を求めた事案。裁判所は、遺族補償年金の法的性質につき、一種の損害賠償制度としての性質を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するが、社会保障立法としての性質も併せ持つと判断し、遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるのかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられているが、立法府に与えられた裁量権を考慮しても、本件区別に合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反することになるとの基準を示した。その上で、裁判所は、立法目的の合理性は認めしたが、規制手段の合理性につき、

同法制定時には本件区別に一定の合理性があったが、今日においては配偶者の性別において受給権の有無を分けるような差別的取扱いを設けることに合理的根拠は認められないと判断し、本件区別を定めた地方公務員災害補償法32条1項但書1号の定めは憲法14条1項に違反するとして、本件各処分を取り消した。

【その他】

(26)福岡高判平成25年9月10日 金法1995号114頁

平成25年(ネ)第505号,同第672号 弁護士照会等回答拒否に対する損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(原判決取消・請求棄却,附帯控訴棄却)

X1は,弁護士X2を訴訟代理人として離婚訴訟を提起したが,訴状送達先の確認および強制執行申立てに必要なX1の夫であるAの就業先を調査するため,Y(全国健康保険協会)に対して調査囑託ないし弁護士法23条の2に基づく2度の照会が行われたところ,Yはこれらに対する回答ないし報告をいずれも拒否した。そのため,Xらは,X1の裁判を受ける権利等およびX2のその所属する弁護士会に対する情報収集権といった権利または法律上保護される利益が侵害され,Xらが精神的苦痛または無形の損害を被った旨主張して,不法行為に基づき,X1がYに対し,慰謝料200万円及び弁護士費用相当の損害20万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払いを,X2がYに対し,慰謝料または無形の損害50万円及びこれに対する遅延損害金の支払いをそれぞれ求めたほか,X2が,予備的に,Yが上記の報告拒否によってX2の所属する弁護士会の報告請求権を侵害した旨主張して,Yに対し,同弁護士会のYに対する不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき,同弁護士会に代位して無形の損害50万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。原判決は,Xらの請求のうち,代位請求に係る訴えは却下し,Yが2度目の照会に対する報告拒否をしたことによってX1がAから解決金の支払いを受ける権利を実現することができず精神的損害を被ったことによる慰謝料1万円及び弁護士費用2000円並びに遅延損害金の限度で認容し,その余は棄却した。これに対し,Yは,上記敗訴部分を不服として控訴し,X1が附帯控訴した。

本決定は,調査囑託及び弁護士法23条の2に基づく照会は,いずれも正確な事実に基づく適切妥当な法律事務がなされることを目的とする公的な制度であり,当事者がこれらにより情報を得ることによる利益は,上記目的に収れんされ,あるいは上記目的が履行されることにより得られる反射的利益であり,当事者固有の利益ではないと解するのが相当であり,調査囑託及び弁護士法23条の2に基づく照会を受けたものがこれに応じる公法上の義務に違反したために当事者が上記反射的利益を享受することができなかつたとしても,当事者の権利または法律上保護される利益が侵害されたということとはできないと判示した。

(27)札幌高判平成26年2月27日 判例タイムズ1399号113頁

平成25年(ネ)第385号不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却・確定)

貸金業者Yから借入れを行っていたXは,A認定司法書士に債務整理を依頼し,AがYに対し取引履歴の開示を求めたところ,直近10年分のみ開示されたので,AはYに対し「Xは冒頭ゼロ計算で再計算の結果,過払金があることが判明したので,7月中に連絡がなければ提訴を考えている」と連絡し,Yからの提示額100万円で和解契約を締結した。その後,Xは,冒頭ゼロ計算では過払金は約153万円になり同和解契約は司法書士法3条1項7号所定の代理権限の範囲を超えて締結したので無効であるとし,Yに対し,不当利得として,取引当初からの履歴に基づき計算した過払金から上記100万円を控除した残金約173万円の返還を求めた。本判決は,紛争の目的物の価額は請求額によるとし,具体的な請求金額や冒頭ゼロ計算による過払金の額を明示していなかったAの交渉態様や,過払金が140万円を超えると直接交渉できないが,冒頭ゼロ計算によってはこれを超えるかどうか分からないとのAの認識等によれば,前記の連絡をしたことをもってAがYに対し140万円を超える請求をしていたとは認められないので,本和解契約を締結することは代理権限の範囲内であり和解契約は有効であるとしてXの控訴を棄却した。

(28)名古屋地判平成25年10月25日 金法1995号127頁

平成23年(ワ)第7490号 損害賠償請求事件(請求棄却)

X1は,弁護士Aを訴訟代理人に選任して,Bほか7名に対し,いわゆる「未公開株詐欺商法」による不法行為などを理由とする損害賠償請求訴訟を提起し,Bとの間で訴訟上の和解を成立させた。ところが,Bが支払期限を過ぎても和解で定められた損害賠償金の支払いをしようとならないので,Aが,Bに対する動産執行等の強制執行手続をとるため,その所属弁護士会であるX2に対し,照会事項をBからY(日本郵便株式会社)に対する転居届の有無,同届出に記載されたBの新住所とする弁護士法23条の2に基づく照会の申出をしたところ,X2は,Aの申出を相当と判断し,Yに対し,上記照会事項について報告を求める照会をした。これに対し,Yが,上記照会には応じかねる旨を記載した回答書をX2に送付したため,X2は,大阪高判平成19年1月30日金法1799号56頁,東京高判平成22年9月29日金法1936号106頁を引用して,Yに報告義務があることを記載した通知書を作成し,これをYに送付して,改めて,上記照会に回答することを求めた。しかし,Yは,X2に対し,Yとしては,前記東京高裁判決を根拠として転居届に係る23条照会に応ずることは困

難であると判断しているのに、同照会には応じかねる旨を回答した。Xらは、上記照会に対するYの報告拒絶がXらに対する不法行為を構成すると主張して、Yに対して損害賠償請求を求める訴訟を提起した。

本判決は、本件照会によって報告を求められた情報の秘匿性の程度や、報告の必要性の程度に照らせば、Yが本件照会事項について報告すべき義務は、これらについてYが負う守秘義務に優越すると解するのが相当であり、少なくとも他にBの現在の住居所を知るための適切な手段が存しない場合には、これを報告すべき義務が守秘義務に優越すると解する余地があって、本件照会事項の全部について報告を拒絶したYの対応には、正当な理由を欠くところがあったといわざるを得ないと判示した。もっとも、本件照会に対する報告拒絶についてのYの過失の有無については、Yが本件照会事項あるいは転居届の情報に関する23条照会に対して報告を拒絶することに正当な理由が認められるかについて、Yの負う守秘義務との関係から判断した最高裁判例はなく、また、前記東京高裁判決は、結論としては損害賠償請求を棄却しているためにYにおいてこれに不服を申し立てる機会はなく、上告審の判断を経ていないものであるし、同判決の判文自体から、原審は異なる見解を採っていたことがうかがわれることに照らしても、Yにおいて、同判決の説示に従わないときには直ちに過失が認められるとまではいえないし、本件の事実関係を見ても、Yに送付された照会書等には、動産執行等の強制執行手続を行うため、現在住民票上の住所に居住していないBの転居先等についてYの報告が必要である旨は記載されているものの、住居所に加えて電話番号まで照会することの必要性についての理由は不明であるのみならず、Bの住居所を知るための他の手段の有無等を判断するために必要な事情は明らかにされていないし、その後送付された通知書も、本件の個別具体的な事情を明らかにするものではなかったから、本件において、郵便法8条2項の守秘義務を負っているYが本件照会に対して報告できない旨の回答をしたことに相応の事情が存したことは否定できず、Yに過失があるとまではいえないとした。

【紹介済み判例】

東京高判平成23年1月25日 判例タイムズ1399号363頁

平成22年(ウ)第1756号窃盗, 営利拐取, 監禁, 強盗致死, 覚せい剤取締法違反被告事件(控訴棄却・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110831152735.pdf>

法務速報131号34番にて紹介済み

東京地判平成23年1月28日 判例タイムズ1399号317頁

平成20年(ワ)第11762号著作権侵害差止等請求事件(一部認容・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110207135352.pdf>

法務速報118号13番にて紹介済み

最三小判平成25年4月16日 金法1995号106頁

平成23年(受)第1043号 傷害保険金等請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416111315.pdf>

法務速報144号7番で紹介済み。

最二小判平成25年11月29日 金法1995号100頁

平成22年(受)第2355号 共有物分割等請求事件(一部上告棄却・一部上告却下)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131129142042.pdf>

法務速報152号1番で紹介済み。

最一判平成26年1月20日 判例時報2215号136頁

平成25年(さ)第4号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140120165605.pdf>

法務速報153号22番で紹介済

最一判平成26年1月20日 判例タイムズ1399号91頁

平成25年(さ)第4号道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140120165605.pdf>

法務速報153号22番にて紹介済み

最三判平成26年1月28日 判例時報2215号67頁

平成23年(行ヒ)第332号 一般廃棄物処理業許可取消等損害賠償請求事件(一部破棄差戻, 一部上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140128164124.pdf>

法務速報154号20番で紹介済

最三判平成26年1月28日 判例タイムズ1399号78頁

平成23年(行ヒ)第332号一般廃棄物処理業許可取消等,損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140128164124.pdf>

法務速報154号20番にて紹介済み

最一判平成26年2月27日 判例時報2215号94頁

平成23年(受)第2196号 所有権移転登記手続き等請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140227143305.pdf>

法務速報155号12番で紹介済

最一判平成26年2月27日 判例タイムズ1399号84頁

平成23年(受)第2196号所有権移転登記手続き等請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140227143305.pdf>

法務速報155号12番にて紹介済み

2. 平成26年(2014年)6月24日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 186 9

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

・・・国民の祝日として,山の日を加えることを定めた法律。

・衆法 186 14

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

・・・日本国憲法の改正手続に関する法律の施行後4年を経過するまでの間憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を満20年以上とし,この法律の施行後速やかに年齢満18年以上の者が国政選挙に参加できること等を定めた法律。

・衆法 186 21

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律

・・・平成27年4月1日までに,介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し,介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策等を定めた法律。

・衆法 186 23

アレルギー疾患対策基本法

・・・アレルギー疾患対策に関する基本理念を定め,国,地方公共団体,学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし,アレルギー疾患対策の推進に関する指針等を定めた法律。

・衆法 186 24

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律

・・・医療機器の研究開発及び普及に関する基本理念を定め,国等の責務を明らかにし,医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項等を定めた法律。

・衆法 186 25

過労死等防止対策推進法

・・・過労死等の防止のため,過労死等に関する調査研究等を定めた法律。

・衆法 186 26

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

・・・宅地建物取引業の業務において,宅地建物取引主任者を宅地建物取引士という名称に変更し,宅地建物取引士の業務処理の原則,従業者への必要な教育を行うよう努める宅地建物取引業者の義務等を定めた法律。

・衆法 186 27

国会法等の一部を改正する法律

・・・各議院に情報監視審査会を設置すること,国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めた法律。

・衆法 186 28

児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律

・・・児童ポルノの定義の明確化,児童ポルノをみだりに所持すること等の禁止,自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等の処罰等を定めた法律。

・衆法 186 29

養豚農業振興法

・・・農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定,国内由来飼料の利用の増進,安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進等を定めた法律。

・衆法 186 30

花きの振興に関する法律

・・・花き産業及び花きの文化の振興についての農林水産大臣による基本方針の策定,花きの生産者の経営の安定,花きの加工及び流通の高度化,花きの輸出の促進等を定めた法律。

・衆法 186 31

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

・・・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進についての基本方針の策定,地域計画の作成,地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置等を定めた法律。

・衆法 186 33

学校図書館法の一部を改正する法律

・・・学校図書館に学校司書を置くよう努めるとともに,国及び地方公共団体による学校司書の資質の向上を図るための研修の実施等を定めた法律。

・衆法 186 36

建築士法の一部を改正する法律

・・・建築物の設計受託契約等の原則,延べ面積300㎡を超える建築物の設計受託契約等の締結に際しての書面の相互交付義務,延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理についての一括再委託の禁止等を定めた法律。

・衆法 186 37

内水面漁業の振興に関する法律

・・・内水面漁業の振興に関する基本理念,国及び地方公共団体の責務,内水面漁業の振興に関する施策の基本事項等を定めた法律。

・衆法 186 39

行政書士法の一部を改正する法律

・・・所定の研修の課程を修了した特定行政書士は,行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求,異議申立て,再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續の代理,同手續について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることを定めた法律。

・参法 186 8

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保,請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止,多様な入札及び契約の方法等を定めた法律。

・閣法 185 22

会社法の一部を改正する法律

・・・監査等委員会設置会社制度の創設,社外取締役等の要件等の改訂,株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設,株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等を定めた法律

・閣法 185 23

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・会社法の一部を改正する法律の施行に伴い,商法その他の関係法律の規定の整備等を定めた法律。

・閣法 186 20

防衛省設置法等の一部を改正する法律

・・・自衛官定数等の変更,内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備,防衛審議官の新設,航空自衛隊の航空総隊の改編等を定めた法律。

・閣法 186 21

健康・医療戦略推進法

・・・世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発等に関する基本理念, 国等の責務, 健康・医療戦略の作成, 健康・医療戦略推進本部の設置等を定めた法律。

・閣法 186 22

独立行政法人日本医療研究開発機構法

・・・独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し, その名称, 目的, 業務の範囲等に関する事項を定めた法律。

・閣法 186 23

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

・・・地域における効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ, 必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため, 医療法, 介護保険法等の関係法律の所要の整備等となる事項を定めた法律。

・閣法 186 24

難病の患者に対する医療等に関する法律

・・・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として, 難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関する基本方針, 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等を定めた法律。

・閣法 186 25

児童福祉法の一部を改正する法律

・・・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として, 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等を定めた法律。

・閣法 186 33

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

・・・国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大, 事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設, 年金個人情報訂正手続の整備等を定めた法律。

・閣法 186 35

重大な犯罪を防止し, 及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律

・・・アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めた法律。

・閣法 186 38

少年院法

・・・少年院の管理運営に関する事項, 矯正教育の基本となる事項, 在院者の権利義務の範囲, その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続, 在院者による不服申立ての制度等を定めた法律

・閣法 186 39

少年鑑別所法

・・・年鑑別所の管理運営に関する事項, 鑑別対象者の鑑別の実施方法, 在所者の権利義務の範囲, その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続, 在所者による不服申立ての制度等を定めた法律。

・閣法 186 40

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い, 旧少年院法を廃止し, 関係法律の規定の整備を行い, 所要の経過措置等を定めた法律。

・閣法 186 44

電気事業法等の一部を改正する法律

・・・電気事業法の一部を改正する法律附則第十一条の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として, 一般の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設等を定めた

法律。

・閣法 186 45

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律

・・・地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設等を定めた法律。

・閣法 186 46

司法試験法の一部を改正する法律

・・・司法試験の短答式による筆記試験の試験科目を憲法、民法及び刑法とし、受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止すること等を定めた法律。

・閣法 186 49

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

・・・対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る基準年度の変更等を定めた法律。

・閣法 186 50

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

・・・農業の有する多面的機能の発揮の促進についての基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針、多面的機能発揮促進事業の事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等を定めた法律。

・閣法 186 51

小規模企業振興基本法

・・・小規模企業の振興についての基本原則、基本方針、国等の責務等を定めた法律。

・閣法 186 52

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律

・・・商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業の認定及びこれに係る支援のための中小企業信用保険法の特例措置等を定めた法律。

・閣法 186 53

海岸法の一部を改正する法律

・・・減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等を定めた法律。

・閣法 186 54

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律

・・・国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢の強化、事業者に表示等に係る適切な管理体制の整備の義務付け等を定めた法律。

・閣法 186 55

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

・・・高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等等を定めた法律。

・閣法 186 57

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

・・・集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等をする事業の創設、鳥獣の捕獲等をする事業の認定制度の導入等を定めた法律。

・閣法 186 59

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

・・・2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制等を定めた法律。

・閣法 186 60

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

・・・特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長すること等を定めた法律。

・閣法 186 61

建設業法等の一部を改正する法律

・・・許可に係る建設工事の種類に解体工事を追加し、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加すること等を定めた法律。

・閣法 186 62

建築基準法の一部を改正する法律

・・・構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲の見直し、木造建築物に係る制限の合理化、建築物等についての国の調査権限の創設、容積率制限の合理化等を定めた法律。

・閣法 186 63

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

・・・株式会社地域経済活性化支援機構の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加すること等を定めた法律。

・閣法 186 64

労働安全衛生法の一部を改正する法律

・・・化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置の強化、労働者の精神的健康の保持増進のための措置等を定めた法律。

・閣法 186 66

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うこと等を定めた法律。

・閣法 186 67

金融商品取引法等の一部を改正する法律

・・・インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等を定めた法律。

・閣法 186 68

保険業法等の一部を改正する法律

・・・保険募集人の体制整備義務の創設等を定めた法律。

・閣法 186 69

放送法及び電波法の一部を改正する法律

・・・、日本放送協会による電気通信回線を通じて放送番組等を提供する業務の対象の拡大、国内基幹放送を行う基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等を定めた法律。

・閣法 186 70

行政不服審査法

・・・行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を定めた法律

・閣法 186 71

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の規定の整備等を定めた法律

・閣法 186 72

行政手続法の一部を改正する法律

・・・処分及び行政指導に関する手続について、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度等を定めた法律

・閣法 186 74

電気通信事業法の一部を改正する法律

・・・電気通信設備の管理体制の拡充、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大、技術基準適合認定等の表示方法に係る規定等を定めた法律

・閣法 186 75

地方自治法の一部を改正する法律

・・・指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めること、総合区に関する制度の創設、指定都市都道府県調整会議に関する制度の創設、中核市制度と特例市制度の統合等を定めた法律

・閣法 186 76

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

・・・地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めること、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けること等を定めた法律。

・閣法 186 77

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

・・・独立行政法人の分類として、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項等を定めた法律。

・閣法 186 78

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

・・・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加すること等を定めた法律

・閣法 186 79

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

・・・原子力委員会の所掌事務の見直し、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置等を定めた法律

・閣法 186 80

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

・・・大学の副学長の職務内容の改訂、教授会の役割の明確化、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備等を定めた法律

・閣法 186 81

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

・・・特定農林水産物等の名称の保護に関し、特定農林水産物等の農林水産大臣の登録、公示の方法等を定めた法律。

3.6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

阿部・井窪・片山法律事務所 編 有斐閣 527頁 4,752円
契約書作成の実務と書式 企業実務家視点の雛形とその解説

萩本 修/仁科秀隆 編著 商事法務 354頁 4,536円
逐条解説シリーズ 逐条解説・電子記録債権法 債権の発生・譲渡・消滅等

升田 純 著 民事法研究会 349頁 3,996円
名誉毀損の百態と法的責任 判例分析からみる法理と実務

北河隆之/八島宏平/川谷良太郎 著 創耕舎 256頁 3,564円
詳説 後遺障害 等級認定と逸失利益算定の実務

裁判所職員総合研修所 監修 司法協会 224頁 3,534円
裁判所書記官実務研究報告書 損害賠償命令手続における書記官事務の研究

4.6月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

石川正興 編著 成文堂 322頁 2,970円

司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラムの現状と課題

中村克己/五三智仁/町田悠生子 編著 三協法規出版 308頁 3,780円

就業規則の変更をめぐる判例考察

輿石武裕 著 日本加除出版 187頁 2,700円

実務裁判例 過払金返還請求訴訟

いじめメンタルヘルス労働者支援センター 著 緑風出版 261頁 2,160円

"職場のいじめ"労働相談

牧野利秋/飯村敏明/高部眞規子/小松陽一郎/伊原友己 編 青林書院

526頁 7,236円

知的財産訴訟実務体系 知財高裁歴代所長座談会,特許法・実用新案法(1)

牧野利秋/飯村敏明/高部眞規子/小松陽一郎/伊原友己 編 青林書院

564頁 7,236円

知的財産訴訟実務体系 特許法・実用新案法(2) 意匠法,商標法,不正競争防止法

牧野利秋/飯村敏明/高部眞規子/小松陽一郎/伊原友己 編 青林書院

515頁 7,236円

知的財産訴訟実務体系 著作権法,その他,全体問題

5. 発刊書籍<解説>

「契約書作成の実務と書式 企業実務家視点の雛形とその解説」

売買契約, 賃貸借契約, 業務委託契約, 譲渡担保契約, M&A契約, 知的財産に関する契約など, 各種契約の雛形が解説されている。

「司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラムの現状と課題」

矯正施設出所後の段階における司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラム, いわゆる出口支援及び矯正施設入所前の段階における司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラム, いわゆる入口支援の現状と課題について, 各地域生活定着支援センターの取り組み等が紹介, 解説されている。

